

## 北海道水産業・漁村振興審議会の公開について

### 会議の公開

- 1 北海道水産業・漁村振興審議会の会議は、公開とする。
- 2 ただし、公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の制限その他の必要な制限を課すことができる。

### 資料の公開

- 1 審議会の資料については、審議の途中にあるもの、その他公開することにより公平かつ中立な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると会長が認めるものを除き、公開するものとする。